

創業時に中小企業振興資金融資制度が利用できるようになりました

【改正概要】

松山市中小企業資金融資制度は、事業を6カ月以上継続している事業者を対象とした融資制度ですが、平成29年度から特定創業支援事業の修了者に対しては、6カ月以上事業継続をしていない場合も融資の対象とします。
(振興資金のみ対象)

【特定創業支援事業とは】

創業者の支援機関が行う支援のうち、国の認定を受けた創業支援事業で、経営・財務・人材育成・販路開拓の全ての知識の習得を目的としたものです。修了者と認定されるためには、1カ月以上かつ4回以上継続して支援を受ける必要があります。

【松山市における特定創業支援事業】

実施機関	特定創業支援事業
未・来（ミラクル）Job まつやま	・創業塾セミナー
松山商工会議所	・個別相談
伊予銀行	・いよぎん松山みらい起業塾 ・個別相談
愛媛銀行	・個別相談
愛媛信用金庫	・個別相談

(H29年4月現在)

【必要書類】

通常の振興資金の必要書類に加え、下記の書類が必要となります。

■申込時に事業を開始している場合

- ①松山市の発行する、特定創業支援事業を受けたことの証明書

■申込時に事業を開始していない場合

- ①松山市の発行する、特定創業支援事業を受けたことの証明書
- ②事業着手が客観的に確認できる書類（登記事項証明書、開業届等）

その他、上記以外にも添付書類が必要な場合があります。

【その他】

創業時の融資利用者に対しては、事業開始後も、まつやま創業者クラブが経営サポートを行います。